

公営企業会計に係る資金不足額等の状況

単位:千円

	特別会計名.	(1)				(2) 算 入 地方債	(3)				(4) 令 3 条 1 項 の 額 ・ 令 4 条 の 額 (1) + (2) - (3)	(5) 解消可 能資金 不足額	(6) 資金不足額 ・ 剰 余 額 (4) - (5) (注1)	(7) 企業ごとの 資金不足額 (注2)	(8) 営業収益の額 － 受託工事収 益 の 額	(9) 事業の規模	資金不足比率 ((7) / (9) 、 %)
		a-b-c	流動負債 a	控除未払 金等 b	控除額 c		e-f-g	流動資産 e	控除財源 f	控除額 g							
法 適 用 企 業	水道事業会計	671,630	671,630				5,588,879	5,588,879			△4,917,249		4,917,249	-	6,174,011	6,174,011	-
	工業用水道事業会計	695	695				109,565	109,565			△108,870		108,870	-	21,725	21,725	-
	駐車場事業会計	12,161	12,161				34,682	34,682			△22,521		22,521	-	252,647	252,647	-
	農業共済事業会計	273,360	273,360				562,956	562,956			△289,596		289,596	-	168,381	168,381	-

	特別会計名	(1)	(2)	(3)								(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	資金不足 比 率 (7)/(9)、%
		歳出額	算 入 地方債	a-b-c-d-e- f+g	歳入額 a	継続費通 次繰越額 b	繰越明許費 繰越額 c	事故繰越 繰越額 d	事業繰越 繰越額 e	支払繰延 額 f	b～fに係 る未収入 特定財源 g	令3条1項 の額・令4 条の 額 (1)+(2)-(3)	解消可能資 金不足額	資金不足額 ・剰余額 (4)-(5) (注1)	企業ごと の資金不 足額 (注2)	営業収益の額 －受託工事収 益の 額	事業の規模	
法 非 適 用 企 業	風力発電事業 特別会計	109,850		112,097	112,097							△2,247		2,247	-	77,524	77,524	-
	簡易水道事業 特別会計	815,571		816,075	816,075							△504		504	-	116,530	116,530	-
	農業集落排水事業 特別会計	516,298		516,443	516,443							△145		145	-	132,379	132,379	-
	下水道事業 特別会計	13,838,033		13,839,290	13,954,500			1,339,310			1,224,100	△1,257		1,257	-	2,560,931	2,560,931	-

(注1) 連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)。

(注2) 資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)。